

# 公害等調整委員会の動き

公害等調整委員会事務局

## 1 審問（調停）期日の開催状況（平成 27 年 10 月～12 月）

平成 27 年 10 月～12 月の審問（調停）期日の開催状況は、以下のとおりです。

月 日	期 日	開催地
10 月 1 日	湖南省における鉄粉による大気汚染被害原因裁定申請事件第 1 回審問期日	東 京
10 月 2 日	鎌倉市における騒音等による健康被害等責任裁定申請事件第 2 回審問期日	東 京
10 月 7 日	市川市における工場からの騒音等による健康被害等責任裁定申請事件第 2 回審問期日	東 京
10 月 9 日	香南市における道路工事からの振動による財産被害責任裁定申請事件第 1 回審問期日	高 知
10 月 30 日	横浜市における鉄道騒音による財産被害責任裁定申請事件第 1 回審問期日	東 京
11 月 2 日	沼津市における工場からの悪臭等による財産被害等責任裁定申請事件第 1 回調停期日	静 岡
11 月 4 日	行方市における工場からの排水による水質汚濁被害責任裁定申請事件第 1 回審問期日	東 京
11 月 9 日	神奈川県清川村における道路工事に伴う地盤沈下等による財産被害原因裁定嘱託事件第 2 回審問期日	東 京
11 月 18 日	江東区における建設工事からの土壌汚染による健康被害原因裁定申請事件第 2 回審問期日	東 京
11 月 25 日	大崎市における大気汚染等による健康被害等責任裁定申請事件第 3 回審問期日	東 京
12 月 2 日	新宿区における解体工事による騒音・振動被害責任裁定申請事件第 1 回審問期日	東 京
12 月 3 日	横浜市における建設工事からの騒音・振動等による財産被害等責任裁定申請事件第 1 回審問期日	東 京

月 日	期 日	開催地
12月16日	湖南省における鉄粉による大気汚染被害原因裁定 申請事件第2回審問期日	東京

## 2 公害紛争に関する受付・終結事件の概要（平成27年10月～12月）

### 受付事件の概要

#### 港区における建設工事による地盤沈下被害原因裁定申請事件

（平成27年（ゲ）第5号事件）平成27年10月9日受付

申請人の管理する敷地内通路の地盤陥没被害は、被申請人が行った建設工事における基礎杭頭処理と既存杭破砕のための削岩機による破砕工事によるものである、との原因裁定を求めるものです。

#### 船橋市における騒音・振動による財産被害等責任裁定申請事件

（平成27年（セ）第5号）平成27年10月20日受付

被申請人らが、申請人宅と隣接する畑において、畑作農業を行う際に稼働させたトラクタの騒音・振動により、申請人宅の住宅内外の器物等が損壊し、修理等を行ったほか、呼吸器等に障害を受けるなど健康被害が生じたとして、被申請人らに対し、損害賠償金3億277万2,012円の支払を求めるものです。

#### 墨田区における建設工事による地盤沈下等による財産被害責任裁定申請事件

（平成27年（セ）第6号事件）平成27年10月30日受付

申請人A及びBは、本件建物の2階に居住し、申請人Cとともに、本件建物の1階にある金属加工会社で金属加工業を営んでいる。

被申請人らが発注・施工した既存ビル解体工事の際に、隣接する申請人らの住所地との土地境界付近の土留め工事を行わなかったことにより、本件建物に不同沈下の被害が生じたなどとして、被申請人らに対し、連帯して、損害賠償金の支払等を求めるものです。

#### 宝塚市における研究施設からの大気汚染による健康被害責任裁定申請事件

（平成27年（セ）第7号事件）平成27年11月4日受付

本件は、申請人らが、申請人ら宅に近接している研究施設から排出される化学物質により、申請人Aは、鼻・目の痛み、吐き気等、申請人Bは、鼻・目・喉などの痛み、頭痛、吐き気、呼吸困難等の健康被害が生じたほか、防毒マスクをつけて過ごすことを余儀なくされるなどの肉体的・精神的苦痛を受けたと主張して、研究施設を運営する被申請人ほか1名に対し、連帯して、申請人Aに対し1,000万円、申請人Bに対し1,500万円の損害賠償金の支払を求めるものです。

### 台東区における冷凍庫からの低周波音による健康被害責任裁定申請事件

(平成 27 年 (セ) 第 8 号事件) 平成 27 年 12 月 9 日受付

申請人らは、被申請人らの所有する本件建物の 2 階の一室を賃借し、居住している。被申請人らが、本件建物の 1 階倉庫に業務用冷凍庫の設置工事を行った直後から、機械の稼働音のような重低音が申請人ら宅内に響くようになり、申請人らには不眠、耳鳴り、不安抑うつ感等の症状が出るなど、著しい精神的・肉体的苦痛を被っているとして、被申請人らに対し、連帯して、申請人各自に損害賠償金 242 万円等の支払を求めるものです。

### 大田区における食料品作業場からの悪臭等による健康被害等責任裁定申請事件

(平成 27 年 (セ) 第 9 号事件) 平成 27 年 12 月 21 日受付

被申請人らは、申請人ら宅に隣接したコーヒーばい煎作業場において、コーヒー豆のかすや油かすなどの粉じんを排出し、焦げ臭い悪臭、騒音、振動を発生させている。これにより、申請人ら宅の外壁、屋根、ベランダ等には、粉じんの飛散、油分等の付着が見られ、粉じんが飛散しているときは洗濯や窓を開けることができないなど、種々の生活被害を受けているほか、申請人 B は、悪臭等及び被申請人らとの交渉による不安やストレスのため、不安神経症、不眠症等を発症するなど、精神的・肉体的苦痛を受けるとともに、申請人ら宅の外装メンテナンス工事費用等を支出したなどとして、被申請人らに対し、連帯して、申請人 A に対し 93 万 7,750 円、申請人 B に対し 85 万 7,076 円の損害賠償金の支払を求めるものです。

### 知多市における工場からの粉じんによる財産被害責任裁定申請事件

(平成 27 年 (セ) 第 10 号事件) 平成 27 年 12 月 25 日受付

申請人は、その所有する車両を、被申請人の事業所と隣接する申請人の勤務地内にある駐車場に駐車していたところ、被申請人の事業所の操業によって、細かい白色の塗料のようなものが飛散ってきて、申請人の所有する車両に多数付着したとして、修理費用等 63 万 7,013 円の損害賠償金等の支払を求めるものです。

---

## 終結事件の概要

### 静岡市における廃棄物処理施設からの排出物質による健康被害原因裁定申請事件

(平成 25 年 (ゲ) 第 2・14 号事件)

#### 1 事件の概要

平成 25 年 2 月 14 日、静岡県静岡市の住民 1 人から、静岡市を相手方（被申請人）として原因裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。申請人が在住する町内の住民の発癌率の増加は、廃棄

物処理業者が起こした火災事故で流出した多量の廃油、廃塗料による地下水の汚染を、被申請人が認識しながらもこれを放置したことによるものである、との原因裁定を求めたものです。

その後、同年12月25日、同市の住民5人から、癌の発症が、上記地下水の汚染を、被申請人が認識しながらもこれを放置したことによるものである、との原因裁定を求める申請があり（平成25年（ゲ）第14号事件）、裁定委員会は、平成26年2月12日、これを併合して手続を進めることを決定しました。

## **2 事件の処理経過**

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、1回の審問期日を開催するとともに、地下水に含まれる諸物質と申請人らの住んでいる地域におけるがんの発症状況との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任するなど、手続を進めた結果、平成27年10月27日、本件申請を棄却するとの裁定を行い、本事件は終結しました。

## **沼津市における工場からの悪臭等による財産被害等責任裁定申請事件**

（平成26年（セ）第7号）

### **1 事件の概要**

平成26年8月26日、静岡県沼津市の住民1名から、自動車修理加工会社を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。被申請人工場では、洗浄及び廃油処理スペースで洗車や部品洗浄等の作業及び廃油処理を行っており、作業中、ディーゼルエンジンに由来する排気ガス・粉じん・悪臭・騒音等が発生し、これにより、申請人は、精神的苦痛を受けるとともに、申請人宅のベランダの屋根、ガレージのシャッター及び二重窓の設置や建物外観及び内部の清掃などの対策費用を支出したなどとして、被申請人に対し、損害賠償金250万1,100円の支払を求めたものです。

### **2 事件の処理経過**

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、事務局による現地調査を実施するなど、手続を進めた結果、本件については当事者間の合意による解決が相当であると判断し、平成27年10月13日、公害紛争処理法第42条の24第1項の規定により職権で調停に付し（平成27年（調）第5号事件）、裁定委員会が自ら処理することとしました。同年11月2日、第1回現地調停期日において、裁定委員会から調停案を提示したところ、当事者双方はこれを受諾して調停が成立し、責任裁定申請については取り下げられたものとみなされ、本事件は終結しました。

## **墨田区における建設工事による地盤沈下等による財産被害責任裁定申請事件**

(平成27年(セ)第6号事件)

## 1 事件の概要

平成27年10月30日、東京都墨田区の金属加工会社及び住民3人から、素材加工会社、建設会社及び建設解体会社を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。申請人A及びBは、本件建物の2階に居住し、申請人Cとともに、本件建物の1階にある金属加工会社で金属加工業を営んでいる。被申請人らが発注・施工した既存ビル解体工事の際に、隣接する申請人らの住所地との土地境界付近の土留め工事を行わなかったことにより、本件建物に不同沈下の被害が生じたなどとして、被申請人らに対し、連帯して、損害賠償金の支払等を求めたものです。

## 2 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めましたが、平成27年11月30日、申請人から申請を取り下げる旨の申出があり、本事件は終了しました。

### 船橋市における騒音・振動による財産被害等責任裁定申請事件

(平成27年(セ)第5号)

## 1 事件の概要

平成27年10月20日、千葉県船橋市の住民1人から、近隣住民3人を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。被申請人らは、昭和54年より申請人宅西側に位置する地続きの畑において、トラクタを稼働させ畑作農業を行ったことにより、騒音及び振動が発生し、申請人宅外壁並びに住宅内外の器物及び建造物が損壊するなどしたほか、申請人は、呼吸器等に障害を受け、その後SLEを発症したとして、申請人宅の改造費用及び身体症状の回復費用として3億277万2,012円の損害賠償金を求めるものです。

## 2 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、手続を進めた結果、責任裁定をすることが相当でないと認められることから、公害紛争処理法第42条の12第2項の規定により、申請を受理しない決定を平成27年12月9日付けで行い、本事件は終了しました。

### 中央区におけるビル工事による地盤沈下被害責任裁定申請事件

(平成25年(セ)第24号事件)

## 1 事件の概要

平成25年10月28日、埼玉県越谷市の不動産会社から、建設会社及び不動産会社を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。被申請人らが施工した既存ビルの解体工事による振動、解体後の新築ビル基礎工事のための掘削工事及びその際の地下水くみ上げにより、申請人

所有の賃貸ビルに沈下、傾斜等の被害が生じたとして、被申請人らに対し、連帯して、損害賠償金 7,140 万円の支払を求めたものです。

## 2 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、2回の審問期日を開催するとともに、建築構造に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員 1 人を選任したほか、委託業者による現地調査を実施するなど、手続を進めた結果、平成27年12月16日、本件申請を棄却するとの裁定を行い、本事件は終結しました。

## 横浜市における鉄道騒音による財産被害責任裁定申請事件

(平成27年(セ)第2号事件)

### 1 事件の概要

平成27年5月28日、神奈川県横浜市の不動産賃貸管理会社から、鉄道事業会社を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。申請人は、自ら賃貸及び管理業務を行っている店舗共同住宅の居住者から、被申請人が営業する鉄道騒音障害により会話や安眠等の日常生活が妨げられるとの苦情を度々受け、居住者との信頼関係を大きく損なった。また、近隣共同住宅の家賃と比較して家賃を安くしても仲介業者は募集をためらい、長期間、未入居状態が続き、申請人の財務状況は悪化した。このため、過去3期分の入居状況及び空家による未収入による損失額として、被申請人に対し、損害賠償金130万3,000円の支払を求めたものです。

### 2 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、1回の審問期日を開催するなど、手続を進めた結果、平成27年12月21日、本件申請を一部却下、一部棄却するとの裁定を行い、本事件は終結しました。

## 3 土地利用調整に関する受付・終結事件の概要(平成27年10月～12月)

### 受付事件の概要

#### 福岡県筑紫郡那珂川町地内の岩石採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件

(平成27年(フ)第1号事件) 平成27年11月24日受付

申請人が、福岡県知事(処分庁)に対し、同知事が行った福岡県筑紫郡那珂川町地内の岩石採取計画不認可処分について、取消を求めて不服裁定を申請したものです。